

シルバーハウジングにおける生活環境と医療福祉的ニーズ  
—事例調査を手がかりとして—

山戸 隆也\*

**The Living Condition and the Medical Treatment Well-being on the Public Housing  
for the Elderly People : A Case Research as a Clue**

**Takaya Yamato**

この研究の目的は、シルバーハウジングにおける医療福祉的ニーズに関する支援の現状と課題について、大阪府における事例調査を手がかりとして検討することにある。

シルバーハウジングの医療福祉的支援に関しては、高齢者住宅財団による『生活援助員等業務ハンドブック（改訂版）』において、生活援助員等の業務についての全国的「標準」が提示されている。これを踏まえて、地域、あるいは各住宅の生活環境や利用者の個別性に応じた支援を実践していくことが肝要である。

**Key words:** シルバーハウジング、医療福祉、聞き取り調査、生活援助員

1、はじめに

(1) 研究の目的

この研究の目的は、シルバーハウジングにおける利用者の医療福祉的ニーズ<sup>1)</sup>に関する支援の現状と課題について検討することにある。

シルバーハウジングの制度は、住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と、生活援助員による日常生活支援サービスとの提供を併せて行う高齢者向けの住宅であるシルバーハウジングを実施する、というものである。制度の概略については以下のとおりである<sup>2)</sup>。

入居対象者は日常生活上自立可能な高齢者単身世帯（60歳以上）又は高齢者夫婦（夫婦いずれか一方が60歳以上であれば足りる）等で、公営住宅、地方公共団体の供給する特定優良賃貸住宅等の入居者資格を満たす者が、その対象となっている。なお、事業主体者の長が特に認める場合は、障害者も入居できる。

この制度は、平成18年の介護保険制度の改正

により、以下のように位置づけが変わった。

この改正の大きなポイントは次の2点である。

「(1) 生活援助員業務は、『地域支援事業』として位置づけられ、自治体の主体的な計画において実施されることとなる。

(2) 自治体は、住宅形態や高齢者の生活面・健康面での不安に対応するための安否確認や生活相談等を実施することが求められている。生活援助員はシルバーハウジング等の居住者に限定した役割を担う位置づけだけではなく、これからは一般団地内居住高齢者等も支援する位置づけも出てくると考えられる。生活援助員の派遣は、関連機関の連携及び各種資源の活用の仕方など、地域の実情に応じた工夫が必要である。<sup>3)</sup>」

シルバーハウジングの目的については、次の2点を挙げることができる。

第1の目的として、高齢者の安心・安全の提供があげられる。経済的な点に関しては、シルバーハウジングは一部の公団賃貸住宅を除いて、そのほとんどは公営住宅であり、低所得の高齢者への対応を中心に捉えてきたといえる。また、不測の事態にあたり、生活援助員による支援、対応可能な利用者同士の助け合いによって、大きな安心・

\* 四條畷学園短期大学 介護福祉学科

安全が提供されると言えよう。

第2の目的としては、地域の高齢者福祉の拠点づくりがあげられる。シルバーハウジングでは、地域福祉施設と連携をとり、地域全体に福祉的サービスを提供する場ともなりうる。シルバーハウジングと、デイサービスセンターなどが併設される場合も少なくない。

供給される住宅は、手すり、緊急通報システム等、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様が施された集团的に建設される公共賃貸住宅となっており、利用者に対する日常の生活指導、安否確認、緊急時における連絡等のサービスを提供する生活援助員が、住宅戸数概ね30戸に1人配置されている。

シルバーハウジングの供給については、昭和62年度から実施され、平成22年3月末までに全国で869団地、23,298戸が供給（管理開始）されている。<sup>4)</sup>

## (2) 先行研究の検討

シルバーハウジングにおける生活支援についての先行研究としては、『シルバーハウジングプロジェクトの取組みをめざして』（平成7年度から17年度版）、平成18年からは改題し、より広範な対象を扱う『高齢者住宅担当者研修会テキスト』（平成18年度から22年度版）をあげることができる。財団法人高齢者住宅財団によるこれらの資料集には、住宅・福祉関連の行政担当者、生活援助員、生活援助員を派遣する社会福祉法人の担当者や大学・研究機関の研究者による調査・研究などが収められている。同法人からは、全国的な研修のためのテキストでもある『生活援助員等業務ハンドブック（改訂版）』がつくられている。地域での取り組みの紹介としては、財団法人こうべ市民福祉振興協会『神戸発3つのL S A事業』、シルバーハウジングにおける生活支援についてまとめた研究としては、宮本美奈氏「シルバーハウジングにおける生活支援と今後の課題」などがある。

近年の先行研究から、次のようなことが指摘されている。園田眞理子氏によると、シルバーハウジングの居住者は、元々は健常者だけの居住しか想定していなかったが、意外なことに、要介護5で単独居住している居住者もいる。シルバーハウジングをより重度の介護を必要とする高齢者の居住の場として活用していく方向性も考えなければ

ならない。<sup>5)</sup>

また、坂本由紀子氏によると、シルバーハウジングの生活援助に関わる現場からの報告として、阪神淡路大震災後の復興住宅では、高齢化・単身化が進み、日常生活で新たな困難を抱える入居者も出てきている。<sup>6)</sup>

シルバーハウジングの支援について考える際、地域のボランティアの存在が重要となる。この点に関して峯本佳世子氏は、ある利用者の事例から、地域の助け合いや見守りを得て、介護予防を心がけ安心な暮らしをしていくためには、ボランティア活動をもっと活性化させる行政の支援も必要であることを指摘している。<sup>7)</sup>

## (3) 生活援助員の基本的役割

シルバーハウジングにおける生活相談員の基本的役割として、生活相談、安否の確認、緊急時の対応、一時的な家事援助、地域とのかかわり等があげられる。宮本美奈氏による研究<sup>8)</sup>を参考に、次のように分類し、まとめてみた。

### ① 生活相談

面接などを通じて利用者に安心感を与え、専門的なことがらについては連携施設等と連絡をとり対処する。相談の内容としては、健康状態、利用者間の人間関係などに関するものが多い。

### ② 安否の確認

方法としては、団地ごとの一斉放送やインターホンによるもの、各戸訪問、新聞のとり入れなど、場所によって様々である。機器だけに頼らず、日頃から利用者とふれあい、対応していくことを利用者は望んでいる。

### ③ 一時的な家事援助

病気など何らかの理由で突発的に日常生活が維持できない場合に、他の入居者とも連携しながら短期間、家事援助を行う。なお、平成13年に「自炊可能な程度」の身体状態であることが、入居要件から削除された（厚生労働省および国土交通省からの通達）こともあり、家事援助は今後増加することが予想される。これは、以前に比べてシルバーハウジングの入居者を、虚弱な高齢者の層へと広げようとする改正となっている。

### ④ 緊急時の対応

体調の急変や火災などの緊急事態が起きれば、生活援助員等に通報される。生活援助員は状況を

把握し、病院や消防署などの関連機関に連絡する。必要があれば関係者に連絡したり、病院への付き添いを行ったりする。

#### ⑤ 地域との関わり

自治会をはじめ地域組織と連絡を密にとりながら、地域の行事・活動などの情報を利用者に提供していく。シルバーハウジング内の団らん室を、地域の人々にも開放し、そこで団らんする場所をつくり、いわゆる近隣関係をつくることを支援することも必要である。

既に述べたように、特に平成18年に生活援助員業務が、「地域支援事業」として位置づけられてからは、シルバーハウジング等の居住者に限定した役割を担う位置づけだけではなく、一般団地内居住高齢者等も支援する位置づけも出てくると考えられる。

## 2、事例調査

### (1) 調査目的

この調査の目的は、シルバーハウジングにおける生活環境と医療福祉的支援の現状と課題について検討することにある。

### (2) 調査の対象と方法

2007年から2008年にかけて、大阪府における4か所のシルバーハウジングの生活援助員等を対象として実施した。調査対象のシルバーハウジング、及び聞き取りを実施させていただいた対象者については表1のとおりである。調査方法に関しては、各シルバーハウジングにおいて、あらかじめ郵送していた依頼状と質問項目表をもとに、半構成的面接を実施した。

表1 調査対象のシルバーハウジング一覧

所在地・住宅名	利用者数
① 豊中市 三国住宅 対象：担当の相談員、科長各1名	92名
② 豊中市 旭丘住宅 対象：生活援助員2名	65名
③ 吹田市 古江台シルバーハウジング 対象：生活援助員1名（市職員2名同席）	30名
④ 大東市 末広住宅 対象：生活援助員1名	28名

表2 三国住宅・旭丘住宅における生活援助員の派遣事業実績（平成18年2月分）

内容	市営三国住宅 シルバーハウジング		市営旭丘住宅 シルバーハウジング	
	世帯	人	世帯	人
入居者数	87	93	45	65
内訳 障害者	14	20	7	10
高齢者	73	73	38	55
活動日数	20日		20日	
生活相談数	101件		1件	
関係機関との連絡調整	23件		8件	
一時的な家事援助	83件		38件	
緊急時の対応	10件		3件	
その他	0件		1件	
団らん室の利用	641人		166人	

出典：豊中あいわ苑在宅支援センター「生活援助員派遣事情報告書」（平成18年3月1日）より引用

表3 三国住宅・旭丘住宅における生活援助員の派遣事業実績（平成19年2月分）

内容	市営三国住宅 シルバーハウジング		市営旭丘住宅 シルバーハウジング	
	世帯	人	世帯	人
入居者数	86	92	47	65
内訳 障害者	12	18	8	11
高齢者	74	74	39	54
活動日数	20日		20日	
生活相談数	77件		8件	
関係機関との連絡調整	5件		6件	
一時的な家事援助	86件		3件	
緊急時の対応	1件		3件	
その他	70件		1件	
団らん室の利用	430人		122人	

出典：豊中あいわ苑在宅支援センター「生活援助員派遣事情報告書」（平成19年3月1日）より引用

### (3) 調査結果

生活援助員等による医療福祉的課題についての調査結果は、表4のとおりである。

## 3、考察

シルバーハウジングにおける利用者の多くは、高齢者へのハード面での配慮がなされている上、費用が一般の高齢者向け住宅と比較すると安く、長期にわたって居住するケースが多い。当然、入居から利用者は年を重ねていくわけであり、加齢による状況の変化を想定した支援体制が肝要である。

表4 シルバーハウジングにおける医療福祉的課題（生活支援員等対象の聞き取り調査から）

<p>① 豊中市三国住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の利用者の方が、1日に何回も生活援助員のところに来られる。施設に入ったほうがよいと思われる方もいる。</li> <li>・幻覚、幻聴に悩む利用者がいて、部屋の壁に穴をあけてしまったりする。</li> <li>・心の問題、認知症の方などへの対応としては、あれこれと指示するというよりも、とにかく聞くようにしており、相手の気持ちを知るように努めている。</li> <li>・利用者が倒れたとき、緊急通報装置の位置が高すぎる。</li> </ul>
<p>② 豊中市旭ヶ丘住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のケアプランセンター、地域包括支援センター等と連携をとっているが、それらの方針が違う場合があり、困るときもある。</li> <li>・利用者のニーズをつかみ、派遣先の法人とうまく連携できるように、生活援助員の質を上げていくことが必要である。</li> <li>・利用者の連絡先一覧に、かかりつけ医院の項目を設け、何かのときにすぐに連絡できるように努めている。（三国住宅においても同様に実施している）。</li> </ul>
<p>③ 吹田市古江台シルバーハウジング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関については、どこが良いとは言えない。どこから介入するのか、どこまで介入したらよいのか、ケース・バイ・ケースである。</li> <li>・認知症の利用者が、悪徳商法のターゲットになっている。消費生活センターなどと連携し、健康食品での被害を食い止めることができた例がある。</li> <li>・最近、生活支援員業務に複雑さが出てきている。葬式や入院が増えており、個別に対応している。</li> <li>・「ついの住み家」と考えている利用者も多く「死」についての対応も必要である。</li> <li>・独身で身寄りのない方が亡くなられた場合、どうしていくのが検討課題であり、どのようにかわっていくのが未知数である。</li> </ul>
<p>④ 大東市末広住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援員の部屋が、市の緊急通報センターを兼ねているので、24時間体制をとっている。日勤は2名で9時から17時、夜勤は17時から朝9時まで、10名の職員が交代で実施している。</li> <li>・日勤と夜勤の交代時に申し送りを毎回10分位行う。利用者の体調（風邪の具合など）をきちんと伝えるようにしている。</li> <li>・1日1回、日勤時に安否確認を実施しているほか、コールがあれば利用者のところに行く。</li> <li>・認知症の利用者が特に心配である。</li> <li>・介護サービスの利用者はそれほど増えていない。</li> </ul>

ここでは、利用者の加齢に応じた医療福祉的ニーズに関する支援のあり方について検討する。生活援助員の役割としては、利用者が地域の医療機関等に診察を受けに行く時に付き添う、緊急時に医療機関に連絡をとり、救急車を呼ぶといったことが従来から行われている。生活援助員は、日常業務において発生する様々なできごとに対応してゆくなかで、利用者の保健医療にニーズを把握してゆくことが必要である。

生活援助員は多くの場合一人職場であり、また、多くの場合医療・保健の非専門家ともいえる生活援助員に、どの程度の役割を期待してもよいのか

という議論にも妥当性がある。シルバーハウジングの利用者の医療福祉的ニーズに関しては、各方面の専門家に利用者のニーズを果たしてもらえるように橋渡しすることが、生活援助員にとっての基本的なあり方であるといわれている。ここでは、その「橋渡し」としての役割を少し拡げてとらえることにして、(1) 介護予防の実践、(2) 慢性疾患を有する利用者への支援、(3) 緊急時の支援、(4) 保健医療福祉サービスとの連携、(5) 心理的支援といった5つの点から、生活援助員の医療福祉的役割について若干の検討を試みる。



### (1) 介護予防の実践

シルバーハウジングでは創設以来10年以上のところが増加してきており、利用者である高齢者の介護予防ということがクローズアップされてきている。生活援助員の役割としては、こうした事業の地域での様々な実践を、シルバーハウジングの利用者にPRすること、わかりやすい内容のプリントを配布したり、説明会を実施したりして疾病予防、転倒・骨折などの予防についての知識をひろめること、軽い運動や戸外での活動を利用者が行うように支援すること、利用者に健康診断の受診をすすめることなどが考えられる。

### (2) 慢性疾患を有する利用者への支援

生活援助員の役割について考察してみると、たとえば、利用者が危機的状態の前兆となることを想定して、危機的状態における処置方法についてのわかりやすい説明書を入手しておくこと、普段の安否の確認のときに、慢性病を有する利用者の危機状態の前兆となる兆候を読み取る備えをすること、などがあげられよう。

### (3) 緊急時の支援

緊急時への備えがあつてこそ、安心安全な生活が実現するのであるから、地域の関連する医療機関、福祉施設などとの連携・連絡方法の確立が望まれる。また、近隣の住民に、シルバーハウジングについて認識し、理解してもらうことが有益である。

大阪府豊中市の事例に見られるように、緊急時の連絡先として、利用者の家族等やかかりつけの医療機関をリストにして、利用可能な状態にしておくことが肝要である。

また、緊急通報装置の設置場所を利用者の使いや

すい位置に置くこと、あるいは緊急通報装置の使い方についてよく説明しておくことが必要である。

### (4) 保健医療福祉サービスとの連携

生活援助員の役割としては、シルバーハウジングに住む高齢者の生活圏において、総合的に提供されるサービスを案内していくことなどが挙げられる。その役割を果たすためには日頃から、関連施設と少しでもよいから連絡しあい、情報交換する体制を構築していくことが肝要である。

また、一人職場であることが多い生活援助員に多少のバックアップが必要となろう。保健医療福祉機関ができるだけオープンに生活援助員に情報を流していくこと、生活援助員を対象とした研修でこうした内容を学ぶ機会をつくること、あるいは健康面に詳しいボランティアの活用などが有効と思われる。

地域における連携に関しては、地域包括支援センターや生活援助員を派遣している法人のケアマネジメントの方針が異なる場合に、問題がある。

### (5) 心理的支援

生活援助員は、利用者の痛みを自分の痛みとして、つらさを理解してくれる存在として役割を果たすことができる。

さらに、近年、利用者を支援していく上で認知症ケアの重要性が増しており、生活援助員を対象とした研修のテーマとしてあげられているケースも増えてきている。

高齢者住宅財団による『生活援助員等業務ハンドブック(改訂版)』が2006年に出版され、全国的に用いられているが、この中でも、利用者への心理的支援についての重要性が指摘されている(例えば、表5、表6を参照)。

表5 生活援助員等の「高齢者の生活と心理」についてのチェックリスト

#### チェックポイント

- 心身の機能低下の状況が年齢相応かどうか。とくに、身体的・精神的な疾病がある場合の病識の有無。
- 喪失体験の影響はどうか。とくに自分の経済的状態をどのようにとらえ、自覚しているか。
- 交友関係と人的交流の程度はどのようになっているか。
- 病弱化するとどのような言動が起りやすくなるのか。
- 認知症の初期症状とはそのような症状なのか。

出典：高齢者住宅財団編『生活援助員等業務ハンドブック 改訂版』2006年 P.18

表6 生活援助員等の「認知症高齢者のケア」についてのチェックリスト

<p>チェックポイント</p> <p><input type="checkbox"/> どのような問題行動がみられるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 転居や配偶者との死別、デイサービスやデイケアの利用、訪問介護員（ホームヘルパー）の交代など、環境の変化はなかったか。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活援助員との関係がうまくとれているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 脱水症や便秘となっていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 病気やけがにかかっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 家族以外に、家の外でグループ活動に参加したり、親しくつきあう人がいるか。</p>
--

出典：高齢者住宅財団編『生活援助員等業務ハンドブック（改訂版）』2006年 P.46

### 3、まとめにかえて

本稿では、シルバーハウジングにおける生活環境と医療福祉について、大阪府における4つの住宅での聞き取り調査を手がかりとして検討した。

シルバーハウジングは、阪神淡路大震災の復興のときに多く建設されたが、それ以外の住宅も含め、利用者の高齢化が進行している。<sup>9)</sup> そのなかで、心理的支援を含めた医療福祉的支援を実践する重要性は増してきている。

近年、高齢者の支援においても、エンパワメントという概念が一般化してきている。ここで、エンパワメントとは、R. アダムスの定義にしたがって次のような意味で用いることにする。「エンパワメントは、個人、グループ、そして、あるいはコミュニティが自分自身の環境をコントロールできるようになり、自分たちの目標を達成し、それによって自分自身も他者も生活の質を最大限にまで高めるように援助する方向で働けるようになることである。」<sup>10)</sup> 今後は、生活援助員がシルバーハウジングの利用者をエンパワメントしていくことによって、利用者が生活環境との相互作用の中で、より生活の質を高めていくことができる状況を作っていくことが肝要である。

今後の研究課題は、次のとおりである。

すでに述べたように、高齢者住宅財団による『生活援助員等業務ハンドブック（改訂版）』においては、生活援助員等の業務についての全国的「標準」が提示されている。これを踏まえて、地域、あるいは各住宅の生活環境、利用者の個性に応じた支援が必要であり、そのためにはさらに、このよ

うな視点からのシルバーハウジングについての事例調査を地道に積み重ねていく必要がある。

さらにシルバーハウジングにおいては、「生活援助員と利用者」といった2者の関係だけではなく、利用者同士の相互関係においても、生活環境を変容させていく試みもまた、重要である。こうした点についての事例研究については、今後の課題として残されている。

(注)

- 1) 「医療福祉」の概念については様々な捉え方があるが、本稿では、保健・医療と社会福祉を合わせた総合的な概念として用いることにする。
- 2) 高齢者住宅財団編『高齢者住宅担当者研修会テキスト』（平成21年度版）を参照。
- 3) 高齢者住宅財団編『生活援助員等業務ハンドブック（改訂版）』2006年 P. 2。また、地域支援事業の目的については、次のとおりである。「地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務をいう。）及び、その他の地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする」（厚生労働省・地域支援事業実施要綱）。
- 4) 高齢者住宅財団編『高齢者住宅担当者研修会テキスト』（平成22年度版）P. 145-159。
- 5) 園田真理子「これからの高齢者住宅のあり方」高齢者住宅財団編『高齢者住宅担当者研修会テキスト』（平成20年度版）P. 149。

- 6) 坂本由紀子「地域型仮設住宅から復興住宅へ(2)」  
高齢者住宅財団編『高齢者住宅担当者研修会テキスト』(平成19年度版) P. 220。
- 7) 峯本佳世子『被災高齢者の生活復興と地域見守りの  
展望』久美 2005年 P. 102。
- 8) 宮本美奈「シルバーハウジングにおける生活支援と  
今後の課題」『ソーシャルワーク研究 Vol. 27  
No. 3』2001年を参照。
- 9) 今回の調査時では、例えば吹田市古江台住宅では利  
用者の平均年齢が74.5歳、大東市末広住宅では  
77.8歳となっている。
- 10) R.Adamus, Social Work and Empowerment :  
Third Edition, Palgrave Macmillan 2003  
(杉本敏夫・斎藤千鶴監訳)『ソーシャルワークとエン  
パワメント』ふくろう出版 2007年 P. 9。
- 福祉振興協会『シルバーハウジング 生活援助員マ  
ニュアル』2002年
- (14) 豊中あいわ苑在宅支援センター『生活援助員事業報  
告書』2006年3月1日
- (15) 豊中あいわ苑在宅支援センター『生活援助員事業報  
告書』2007年3月1日
- (16) R.Adamus, Social Work and Empowerment :  
Third Edition, Palgrave Macmillan 2003  
(杉本敏夫・斎藤千鶴監訳)『ソーシャルワークと  
エンパワメント』ふくろう出版 2007年
- (17) Lyn Thompson, Dilys Page, Effective Sheltered  
Housing, Chartered Institute of Housing, 1999

#### 主要参考文献

- (1) 高齢者住宅財団編『シルバーハウジング・プロジェ  
クトの取組みの推進を目指して』(平成7年度版か  
ら平成17年度版)
- (2) 高齢者住宅財団編『高齢者住宅担当者研修会テキ  
スト』(平成18年度版から平成22年度版)
- (3) 小田兼三・竹内孝仁編著『医療福祉の理論』中央法  
規 1997年
- (4) 田中晴人・熱田一信編著『総合医療福祉論』ミネ  
ルヴァ書房 2002年
- (5) 宮本美奈「シルバーハウジングにおける生活支援  
と今後の課題」『ソーシャルワーク研究 Vol.27  
No.3』2001年
- (6) 高齢者住宅財団編『生活援助員等業務ハンドブック  
(改訂版)』2006年
- (7) 峯本佳世子『被災高齢者の生活復興と地域見守りの  
展望』久美 2005年
- (8) 山本美香編『臨床に必要な居住福祉』弘文堂 2008  
年
- (9) L S A等の業務マニュアル作成委員会編『シ  
ルバーハウジングにおけるL S A等の業務マニュアル』財  
団法人高齢者住宅財団 1995年
- (10) 大阪府建築部住宅建設課『平成9年度大阪府営シ  
ルバーハウジングに関する調査』1998年
- (11) 宮本美奈・菊澤康子・杉野美佐子「シ  
ルバーハウジングに関する研究—入居者の日常生活と生活支援の  
あり方」『都市住宅学 19号』1997年
- (12) 財団法人こうべ市民福祉振興協会『神戸発3つのL  
S A事業』2000年
- (13) 神戸市保健福祉局高齢福祉課、財団法人こうべ市民

謝辞:この研究を進めるにあたりましては、大阪府豊中市、  
吹田市、大東市の生活援助員の方々、行政や関連する施  
設・機関のシルバーハウジング担当者の方々から、多大  
な協力をいただきました。ここにお名前は挙げませんが、  
心から感謝申し上げます。また、聞き取り調査の実施に  
おいては、関西福祉科学大学の成清敦子先生から、貴重  
なご協力、ご指導をいただき感謝申し上げます。

— 2011. 1. 31 受稿、2011. 2. 1 受理 —